

I

計画の策定にあたって

1 計画策定の主旨

本市では、2001（平成 13）年「障害者基本法」に基づき「塩竈市障がい者プラン（計画期間：2001（平成 13）年度～ 2011（平成 23）年度）」を策定して以降、ノーマライゼーションの実現に向けて取り組んできました。

「第2期塩竈市障がい者プラン」が 2017（平成 29）年に計画期間を終了することから、これまでの施策の達成状況や障がい福祉関係法令の改正等の動向も踏まえ、「第3期塩竈市障がい者プラン」を策定するものです。



2 計画の期間

「塩竈市障がい者プラン」は、障害者基本法に基づく「障がい者福祉計画（6年間）」と、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画（3年間）」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画（3年間）」の3つの計画を「第3期塩竈市障がい者プラン」とします。

第3期塩竈市障がい者プラン計画期間

年 度	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度 (H31 年度)	2020 年度 (H32 年度)	2021 年度 (H33 年度)	2022 年度 (H34 年度)	2023 年度 (H35 年度)
障がい者福祉計画	第3期 障がい者福祉計画					
障がい福祉計画	第5期 障がい福祉計画			第6期 障がい福祉計画		
障がい児福祉計画	第1期 障がい児福祉計画			第2期 障がい児福祉計画		

3 計画の位置付け

「第3期塩竈市障がい者プラン」は「第5次塩竈市長期総合計画」と「塩竈市震災復興計画」を上位計画とし、また「新のびのび塩竈っ子プラン」や「塩竈市教育振興基本計画」等の関連計画と相互に連携しながら、総合的に障がい者福祉を推進する計画です。

4 第3期塩竈市障がい者福祉計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本プランの基本理念は、「第2期塩竈市障がい者プラン」の基本理念を継承するとともに、「第5次塩竈市長期総合計画」の基本計画（だれもが安心して暮らせるまち とともに支え合う福祉のまちづくり）を踏まえ、以下の通りとします。

だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち

(2) 基本目標

目標1 共に生活できるまち

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域でともに生きる「ノーマライゼーション」の理念を踏まえ、心のバリアフリー、情報のバリアフリーの推進や生活環境の整備等、地域でともに生活できるまちづくりを進めます。

目標2 自分らしくいきいきと自立した暮らしのできるまち

障がいのある人の自主性と主体性を大切にして、自分らしくいきいきとした暮らしのできるまちづくりを進めます。このため、療育体制と教育の充実、雇用と就労の支援、文化活動やスポーツ活動による社会参加の促進、社会的自立の支援等の充実を図ります。

目標3 共に安心した暮らしができるまち

障がいのある人もない人も、ともに安心した暮らしができるまちづくりに向け、保健・医療・福祉等の連携促進、防犯・防災対策、相談体制の充実と人材の育成、地域生活支援等の充実を図ります。

「障害」の「害」の字の表記について

概要版では、法律名を除き「障害」の「害」の字を「ひらがな」表記にしています。